経済産業省

第１回
制度デザイン検討ワーキンググループ

経済産業省

イノベーション・環境局　研究開発課

１．本研究会の背景と位置づけ
２．国際ルール（BEPS　Action5）
３．本WGの検討の方向性
４．対象知財の範囲
５．対象所得の考え方
６．本日ご議論いただきたいこと

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設

- イノベーションの国際競争が激化する中、**研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押し**することを目的として、**特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を創設する。**
- 2000年代から**欧州各国で導入**が始まり、直近では**シンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討**が進展。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ

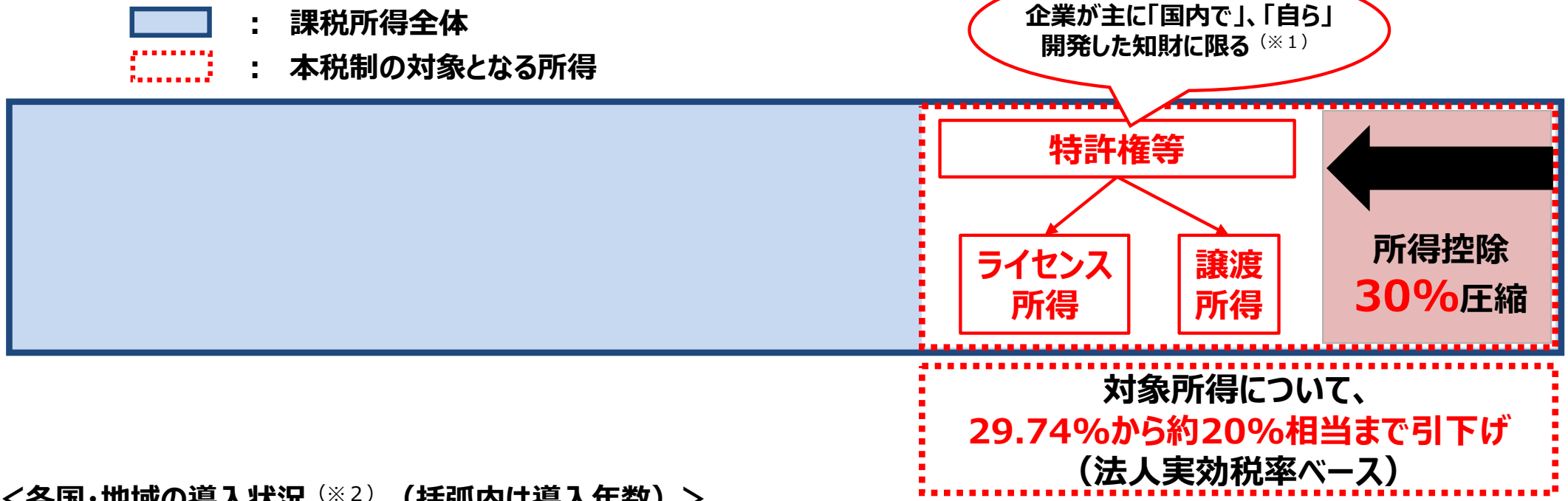

（※１）産業競争力強化法において新設する規定により確認。

＜各国・地域の導入状況（※２）（括弧内は導入年数）＞

フランス（2001）、ベルギー（2007）、オランダ（2007）、イギリス（2013）、韓国（※３）（2014）、アイルランド（2016）、インド（2017）、イスラエル（2017）、シンガポール（2018）、スイス（2020）、香港（2024目標）

（※２）米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在　　（※３）韓国では中小企業を対象とした制度

（参考）イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式

損金算入額（所得控除額） ＝ 制度対象所得 **対象となる知的財産権由来の所得** × **自己創出比率** × **所得控除率(30%)**

①対象となる知的財産権

- **特許権**
- **AI関連のソフトウェアの著作権**
  （令和６年４月１日以後に取得したもの）

②対象となる所得

- **ライセンス所得**
  (関連者からのライセンス所得を除く。)
- **譲渡所得**
  (関連者又は国外の法人からの譲渡所得を除く。)

③自己創出比率の計算方法

- **企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合**

※本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

$$\text{自己創出比率} = \frac{\text{適格研究開発費（※１）}}{\text{研究開発費合計額（※２）}}$$

（※１）適格研究開発費：研究開発費合計額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のもの。

適格研究開発費＝（研究開発費の額）－（対象知財の取得費・支払ライセンス料）－（国外関連者への委託試験研究費）－（PEで行った事業に係る研究開発費）

（※２）研究開発費合計額：当期及び前期以前（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る）において生じた研究開発費の額（※３）のうち、その**特許権譲渡取引に係る特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額**。

（※３）研究開発費の額：**研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額**。

我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会（イノベーション投資促進研究会）の構成ー研究会及びWGの関係性

- イノベーション投資促進研究会では、イノベーション拠点税制を含めた全体の方針を確認しつつ、WGでの議論内容の報告を受けながら、今後の方向性について検討、取りまとめる。
- 各WGでは、執行に向けたガイドライン案策定と、ソフトウェア研究開発の実態についての議論、その他の論点についての議論を行う。

イノベーション投資促進研究会

- イノベーション拠点税制ガイドライン案の具体的な議論
- ソフトウェア研究開発投資の実態と会計基準を含めた課題と税制への影響
- その他の論点

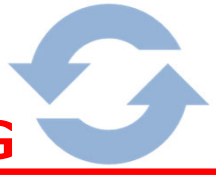

本WG

制度デザイン検討WG

- イノベーション拠点税制ガイドライン案の具体的な議論
- その他の論点

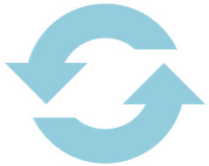

ソフトウェア研究開発の課題検討WG

- ソフトウェア研究開発投資の実態と会計基準を含めた課題と税制への影響
- その他の論点

イノベーション拠点税制における残された論点

（１）制度施行に向けた詳細制度設計・ガイドラインの策定

- 民間企業の知的財産のライセンス契約や譲渡契約及び会計上・税務上の取扱いの実態を踏まえ、制度の運用上の解釈を明確にする**ガイドラインを検討・策定**する。

① 対象知的財産権の考え方と具体例について
② 業界ごとの契約慣習を踏まえた、**新旧知財・制度対象外の知財（商標権等）が混在したライセンス契約等への対応**
③ 所得算定にあたっての費用の考え方
④ 自己創出比率の計算方法
⑤ 経産省による証明書発行手続き　等

（２）ソフトウェア研究開発の在り方の検討

- ソフトウェア開発のあり方がアジャイル開発等により、従前のウォーターフォール型の手法からより柔軟性が求められていく中、研究開発の力点が更新投資により重く置かれる状況になっている。現状のソフトウェア会計基準で十分に研究開発費と見なされていない更新投資の扱いをはじめ、イノベーション拠点税制の適用額にも影響する会計基準を含めた**ソフトウェアの研究開発における課題等について検討**を行う。

（３）その他の論点

研究会スケジュールとアジェンダ（案）

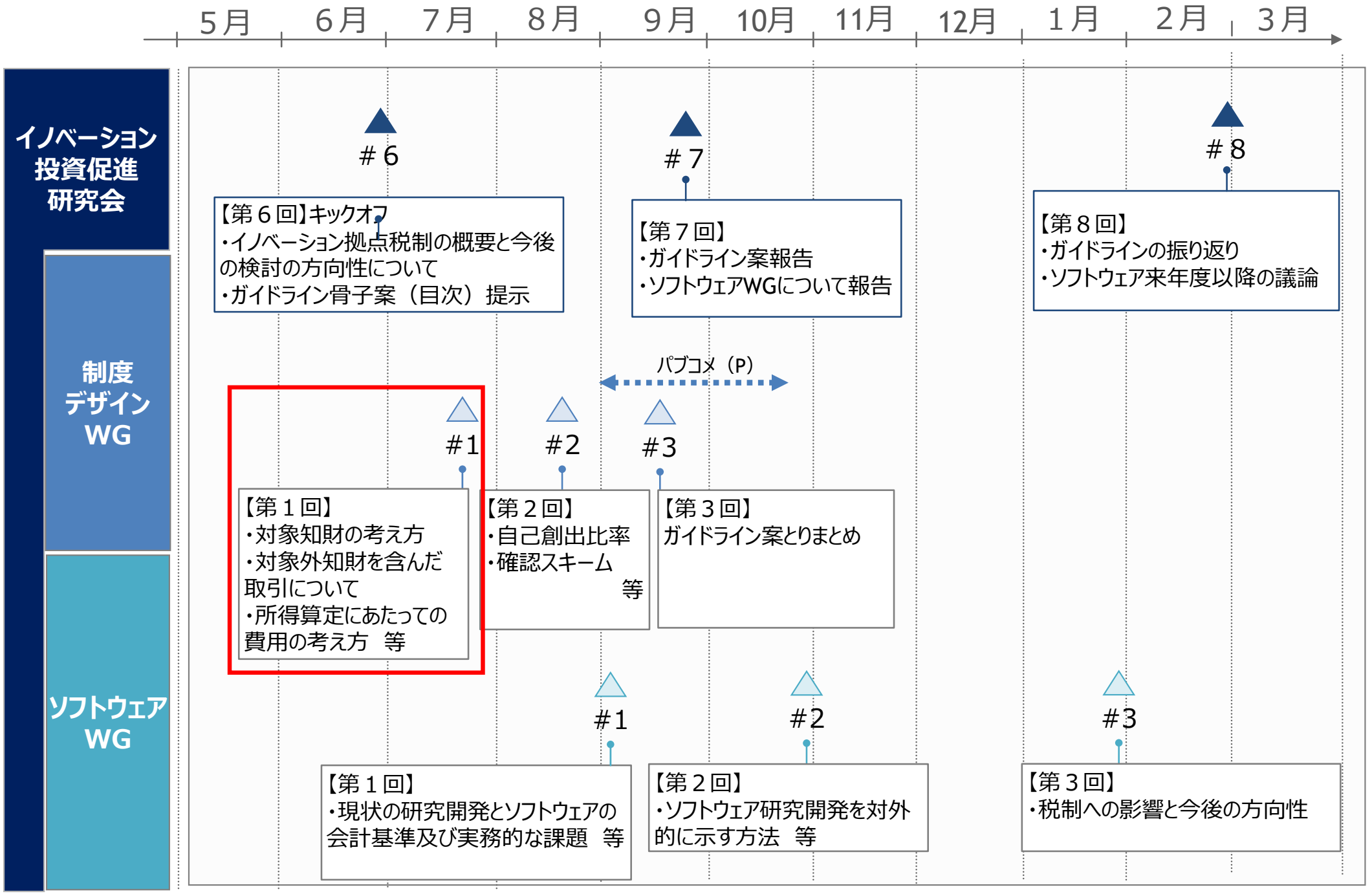

１．本研究会の背景と位置づけ
２．国際ルール（BEPS　Action5）
３．本WGの検討の方向性
４．対象知財の範囲
５．対象所得の考え方
６．本日ご議論いただきたいこと

ネクサスアプローチについて

- OECDにおいて、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS）に対処するため、2012年より**BEPSプロジェクト（税源浸食と利益移転への取組）を立ち上げ**。
- 2015年にOECDから公表された最終レポートにおいて、**イノベーションボックス税制（IP tax regime）に関する新たな課税の枠組み（Nexus approach）**を策定。

ネクサスアプローチの概要

- **ネクサスアプローチ**は、各国のイノベーションボックス税制（IB税制）を決まった枠組みに誘導するものではなく、他国に有害な影響を与えない制度となるよう、**最低限の基準を示したもの**という建てつけ
- ネクサスアプローチの大まかな内容は、IB税制の恩恵を受ける**納税者（企業）**が、**自ら国内で研究開発を行うことで取得したIP資産から得られた所得に対する範囲内で優遇制度の恩恵を受けることを許容する**というもの（所得と支出の間に直接的なネクサス（つながり）があることを要求）
- 他方で、①**対象となる知的財産の範囲**、②**ネクサスアプローチにおける計算式**（優遇税率の恩恵を受けるための所得の計算方法）などが示されており、各国はIB税制などのIP資産に係る税制措置を導入する場合、この**範囲内で制度設計**を行うことが必要

（参考）ネクサスアプローチの詳細①　対象知財

適格納税者の範囲

① **内国法人**

② **外国法人の国内PE**

③ **内国法人の外国PEであって恩恵を提供する国で課税される者**

対象となる知的財産の範囲

＜対象となる知的財産の範囲＞

① **広義の特許権**（特許権のほか、植物及び遺伝学的物質に保護を与えるIP資産（育成者権）、オーファンドラッグの指定を受けた薬剤（政府機関から指定されたもの）、特許権の延長がなされたものを例示）

② **著作権のあるソフトウェア**

③ 上記に該当しないもの、かつパテントの特性（有用性や新規性など）を有するIP資産であって、**税務当局と関係のない政府機関によって証明手続きを受けているもの**。ただし、当該資産については、**グローバル売上高が5000万ユーロ以下かつ全IP資産からの収入が750万ユーロ以下の納税者に限定**

（参考）ネクサスアプローチの詳細②　計算式

ネクサスアプローチにおける計算式

$$\text{（A）IP資産から生じる全所得} \times \frac{\text{（B）IP資産開発のための適格支出}}{\text{（C）IP資産開発のための支出総額}} = \text{制度対象所得}$$

（A）IP資産から得られる全所得

- **適格納税者がIP資産から得た所得**であって、**以下のもの**が該当

① IP資産の**使用料（ライセンス所得）**
② IP資産の**キャピタルゲイン**、**IP資産売却時に得られたその他の所得**
③ IP資産を活用した**製品の所得**、**IP資産に直接関連するプロセスの使用から組み込まれた所得**

（B）IP資産開発のための適格支出

- **適格納税者によって支出**されたもの、かつ**IP資産に関係する以下のもの**が該当

① **納税者自身が国内で行った研究開発費**
② **第三者への外注費**

※知的財産の取得費と関係者に対する外注費については適格支出の30%まで対象とすることが可能

（C）IP資産開発のための支出総額

- **適格納税者によって支出**されたもの、かつ**IP資産に関係する以下のもの**が該当

① **納税者自身が行った研究開発費**
② **第三者への外注費**
③ **IP資産の取得費**（ライセンスの支払料を含む）
④ **関係者への外注費**（第三者に該当しない他者への外注費）

（参考）ネクサスアプローチの詳細③　適格支出

BEPS Action 5 Chapter4 F. Outsourcing

- **The nexus approach would allow all qualifying expenditures for activities undertaken by unrelated parties** (whether or not they were within the jurisdiction) to qualify, while **all expenditures for activities undertaken by related parties** – again, whether or not they were within the jurisdiction –**would not count as qualifying expenditures**.
- As a matter of business practice, unlimited outsourcing to unrelated parties should not provide many opportunities for taxpayers to receive benefits without themselves engaging in substantial activities because, while a company may outsource the full spectrum of R&D activities to a related party, **the same is typically not true of an unrelated party.**
- **Allowing only expenditures incurred by unrelated parties to be treated as qualifying expenditures thus achieves the goal of the nexus approach to only grant tax benefits to income arising from the substantive R&D activities in which the taxpayer itself engaged that contributed to the income.**

- ネクサス・アプローチでは、実際の研究開発活動の大部分について納税者自身によって行われていなければならないとされている。ネクサス・アプローチでは、**関連当事者以外によって行われた活動に対する適格な支出は対象、一方、関連当事者によって行われた活動に対する支出はすべて対象外である**。
- 関連当事者には研究開発活動のすべてを委託することがあるかもしれないが、**関連当事者以外に対して、価値創造の根幹たる研究開発を委託するとは考えにくい**。
- そのため、**関連当事者以外が行った支出を対象とすることは、所得に貢献した「納税者自らの研究開発活動」から生じた所得を対象とするネクサス・アプローチの目的に合致**する。

１．本研究会の背景と位置づけ
２．国際ルール（BEPS　Action5）
３．本WGの検討の方向性
４．対象知財の範囲
５．対象所得の考え方
６．本日ご議論いただきたいこと

イノベーション拠点税制の各法令等における記載の関係性イメージ

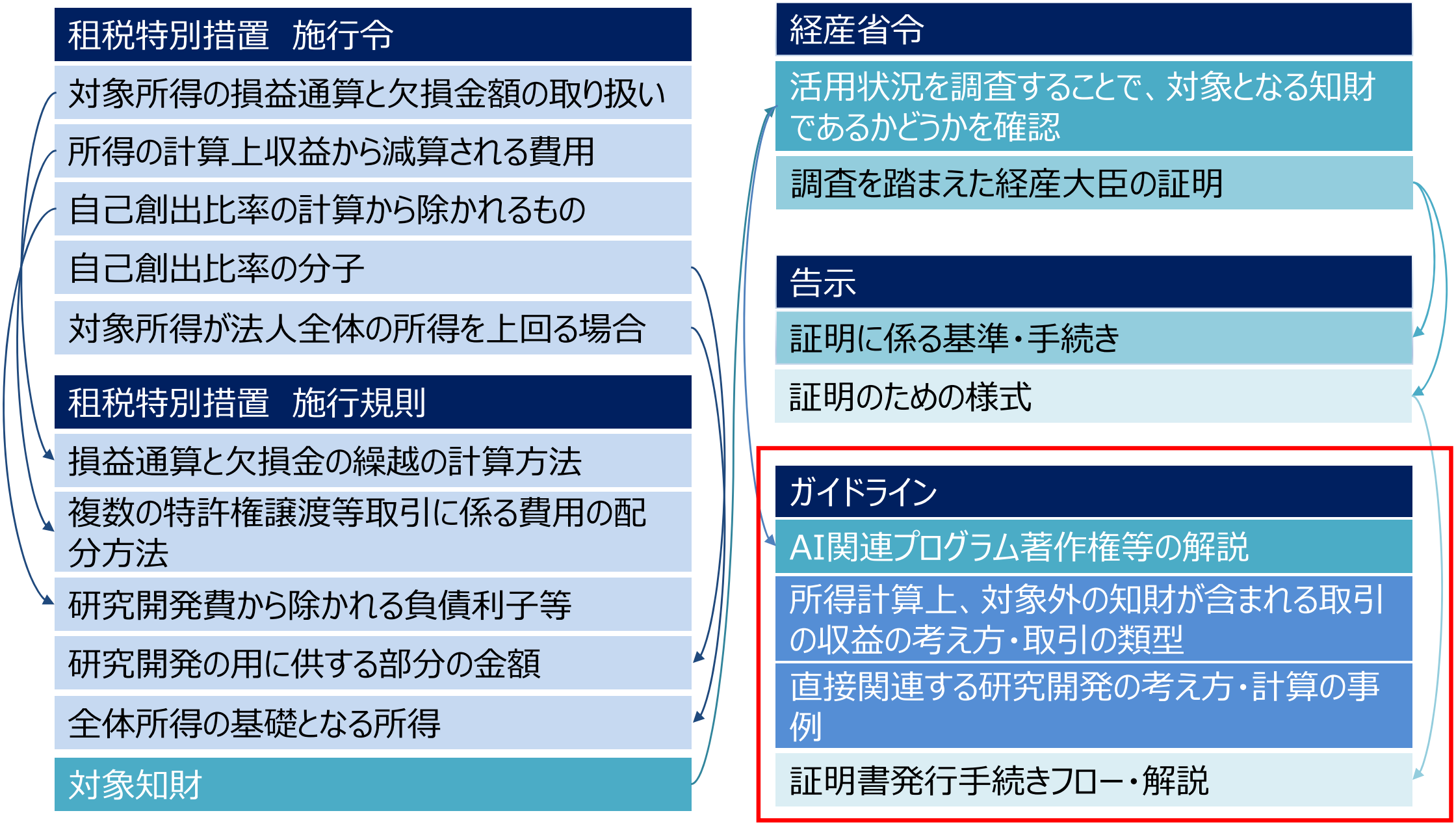

イノベーション拠点税制のガイドライン目次（案）

Ⅰ．制度の概要
1．制度趣旨
2．制度の概要
Ⅱ．対象知的財産権
1．基本的な考え方
2．対象となる特許権
3．対象となるAI関連プログラム著作権
4．特許権・AI関連プログラム著作権に共通する留意点
Ⅲ．対象となる知的財産権由来の所得
1．基本的な考え方
2．適格ライセンス取引
3．適格ライセンス取引の具体例（特許権の場合）
4．適格ライセンス取引の具体例（AI関連プログラム著作権の場合）
5．適格譲渡取引
6．適格譲渡取引の具体例（特許権の場合）
7．適格譲渡取引の具体例（AI関連プログラム著作権の場合）
Ⅳ．自己創出比率
1．基本的な考え方
2．研究開発費の額（分母）の算出方法
3．適格研究開発費の額（分子）の算出方法
4．自己創出比率計算の具体例
5．経過措置について
Ⅴ．経産省による証明書の交付手続きについて
1．証明書の交付手続きの概要
2．特許権に係る確認事項、提出書類及び保管書類
3．AI関連プログラム著作権に係る確認事項、提出書類及び保管書類
4．申告法人内における事前の確認手続きフロー
5．経済産業省における交付手続き及び税務申告の手続きフロー
Ⅵ．参考様式
Ⅶ．関連法令
Ⅷ．問合せ先

第６回　研究会における主な議論内容

- 第6回我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会で、「**詳細制度設計において盛り込むべき点や現時点では不明確で解釈を明確にしたほうが良い点**」や「**制度デザインWGでの検討の際に留意すべき論点**」について委員より以下の意見が挙がった。

- **対象の取引や所得について**
  - 第三者との**クロスライセンスの取引がある場合**、自社保有のIPのライセンスフィー収入と第三者が持っているIPに関わる対価の支払いをネットオフする概念だが、この取扱いはどうなるかという整理も明確化をお願いしたい。
  - 包括的な技術移転契約のように、対象の知財が広範で、ライセンス、譲渡などが様々に混在しているような場合、**対象の知財の範囲、所得の範囲をどのように考えるのか**、という点もガイドラインなどで示してもらえると、現場として使いやすい制度になるのではないか
- **自己創出比率について**
  - 自己創出比率の算出方法のところで、**「国内で」「自ら」というところをどの程度まで認めてもらえるのか**、海外への知財譲渡、海外子会社からのライセンス収入は一切認められないのか、といったところも含めてガイドラインづくりが非常に重要ではないか。
- **求められる手続きや文書化について**
  - 事業会社において、国内の関連者との間ではローカルファイルのような特定のドキュメントを作っているわけではないので、**どういうレベル感のドキュメントが求められているのか**について、明確化をお願いしたい。
  - 事前の証明書の交付手続きについて、**どのレベルまでの確認を、どういった時間軸の中で行っていくのか**というところに関しては、ガイドラインを通じて現実的な落としどころを探っていただきたい。
- **ガイドライン全体/WG全体について**
  - 特に**ベンチャー企業などメリットのあるところの現実を踏まえて**、良いガイドラインを作り、きちんとその制度を定着させていく、**利用実績を上げていくことが重要**。
  - **大手企業と中小企業、スタートアップ、また、今年から定義された中堅企業のところまで含めてどのように整理するか**というところは大事なポイントである。
  - 典型的な事例だけではなく、こういうケースもあり得る、**十分想定されるという具体例をいくつか示していかないと、制度設計の詳細説明だけだと理解が深まらない可能性**がある。
  - 制度設計ワーキングでも**あまり議論が発散すると実りあるような結果が得られなくなる**。まず制度として対象となったところをきちんと議論するという意見には賛成。
  - 研究開発拠点として日本の立地競争力が高まらないと何のためにやっているのか分からないため**企業の行動を変えるぐらいの力があるのか、ということを数字で検証していくのが良い。**そこをぜひワーキンググループでも検討いただきたい。

１．本研究会の背景と位置づけ
２．国際ルール（BEPS　Action5）
３．本WGの検討の方向性
４．対象知財の範囲
５．対象所得の考え方
６．本日ご議論いただきたいこと

対象知財の範囲

- **特許権**（海外で登録された特許権を含む）及び**AI関連のソフトウェアの著作権**
- 令和６年４月１日以降に取得（＝登録・製作）
- 専ら風営法に規定する事業の用に供されていないもの

租税特別措置法・施行規則
産業競争力強化法関係省令
及び告示で規定

AI関連プログラムの定義は経産省令にて以下の3類型を対象として規定することを検討中

① **AIモデルによる機械学習をサポート（効率化・性能向上）するプログラム**（例：学習に必要なデータのタグ付けツール、RAG（検索拡張生成）等）
② **AIモデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラム**（例：基盤モデルや、個別の環境に特化したモデル 等）
③ **機械学習アルゴリズムの実現に必要なプログラム**（例：クラウド上でGPU等のハードウェアを稼働させるために必要な制御ソフト 等）

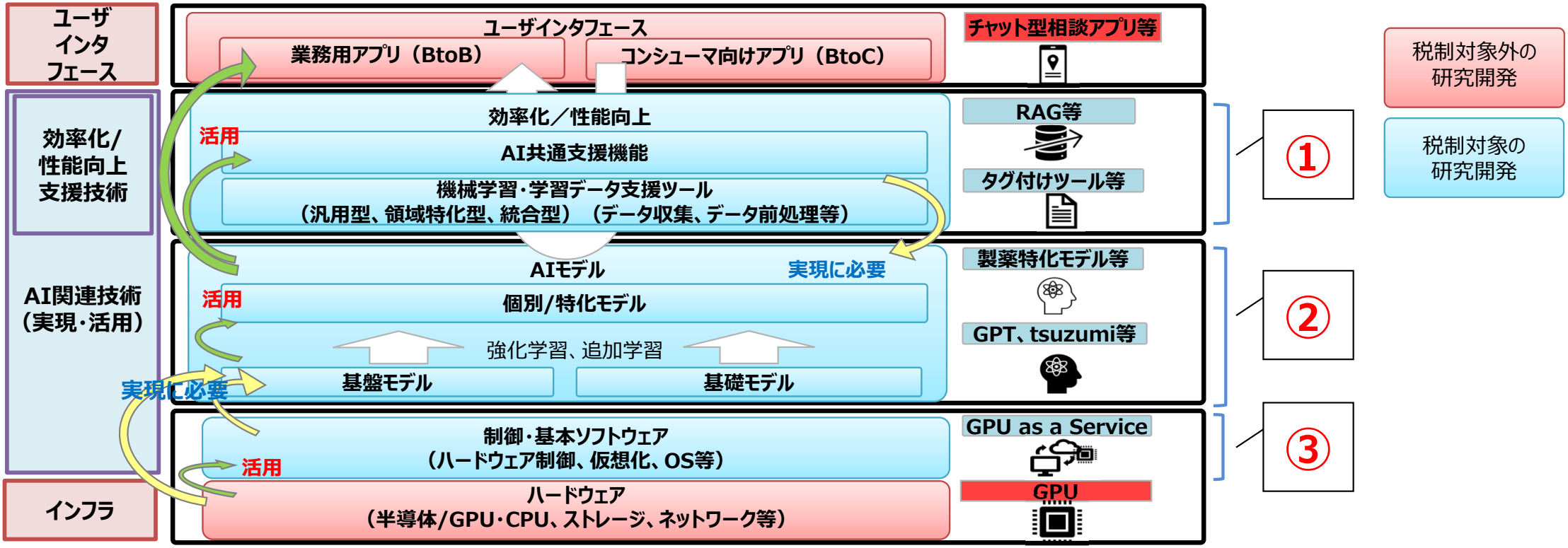

ガイドラインにおける論点

- 経産省の省令で規定されたAI関連のソフトウェアであることを示すにはどういったエビデンスが必要か。
- ガイドラインで示すべきAI関連のソフトウェアの事例はどのようなものが考えられるか。

（参考）対象知財の範囲に関連する法令の記載

租税特別措置法　第59条の３　第２項　第２号

特定特許権等　次に掲げるもののうち我が国の**国際競争力の強化に資するもの**として財務省令で定めるもの（第五号イにおいて「適格特許権等」という。）であつて、前項の法人が**令和六年四月一日以後に取得又は製作をしたもの**をいう。

イ　**特許権**

ロ　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する**人工知能関連技術を活用した**著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二に規定するプログラムの同項第一号に規定する**著作物**

１．本研究会の背景と位置づけ
２．国際ルール（BEPS　Action5）
３．本WGの検討の方向性
４．対象知財の範囲
５．対象所得の考え方
６．本日ご議論いただきたいこと

対象所得の範囲・計算方法

- 対象知財の**ライセンス所得・譲渡所得**
- 海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く
- 対象所得は、対象知財のライセンス、譲渡の取引に係る**収益から費用を減算**して算出。

租税特別措置法・施行令・施行規則
産業競争力強化法関係省令
で規定

ガイドラインにおける論点

- 取引に含まれる知的財産権がすべて制度対象であればその取引による収益をすべて対象所得計算に含めることができる。一方で対象外の知財が含まれる取引もあるが、そういった場合の収益の考え方・取引の類型の典型例を列挙できているか。
  1. 特許権のライセンス取引：7類型
  2. AI関連プログラム著作権のライセンス取引： 5 類型
  3. 特許権の譲渡取引： 3 類型
  4. AI関連プログラム著作権の譲渡取引： 3 類型

- 同一の知的財産権から複数のライセンス収益を得ている場合の、収益から減算する費用の按分方法は財務省令で規定されるが、実務に落とし込んだ際の具体例が必要ではないか。

（参考）対象所得に関連する法令の記載

租税特別措置法　第59条の３　第１項　第１号

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該法人が当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引（特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行つた特許権譲渡等取引にあつては、**その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に限る**。以下この号において同じ。）に係る特定特許権等のいずれについてもその特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額として政令で定める金額が当該法人の令和七年四月一日前に開始した事業年度において生じていない場合又は当該対象事業年度が令和九年四月一日以後に開始する事業年度である場合　当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引ごとに、⑴に掲げる金額に⑵に掲げる金額のうちに⑶に掲げる金額の占める割合（⑵に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額を合計した金額

⑴　**当該特許権譲渡等取引に係る所得の金額として政令で定める金額**

⑵　当該対象事業年度及び当該対象事業年度前の各事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額として政令で定める金額の合計額

⑶　⑵に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

租税特別措置法　施行令　第35条の３第２項

法第五十九条の三第一項第一号イ⑴に規定する政令で定める金額は、同項の法人が当該対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）において行つた同号イに規定する**特許権譲渡等取引**（以下この項及び次項において「特許権譲渡等取引」という。）**に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から、**次の各号に掲げる**当該特許権譲渡等取引の区分に応じ当該各号に定める金額を減算した金額**（当該対象事業年度前の各事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限るものとし、当該対象事業年度開始の日前に開始し、かつ、法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅い事業年度以前の各事業年度を除く。）において行つた特許権譲渡等取引に係る所得の金額の計算上生じた損失の合計額として財務省令で定める金額がある場合には、当該金額に当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引に係る所得の金額が当該対象事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額のうちに占める割合として財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額）とする。

（参考）対象所得に関連する法令の記載

租税特別措置法　施行令　第35条の３　第２項　第１号･第２号

一　特定特許権等（法第五十九条の三第二項第二号に規定する特定特許権等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の**譲渡**　次に掲げる額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

イ　当該特定特許権等の**譲渡に係る原価の額**

ロ　当該特定特許権等の**出願、審査、登録又は維持に要する費用**（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた次号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の他の者に対する移転の登録に要する費用に限る。）の額

ハ　当該特定特許権等に関して**弁護士その他の専門家に支払う費用**（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた次号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の譲渡に伴い支払う費用に限る。）の額

ニ　当該特定特許権等の**譲渡に係る対価を回収することができないことにより受ける損失を塡補する保険の保険料の額**

ホ　当該特定特許権等の**譲渡に関する事務に要する人件費その他の費用の額**

二　前号に掲げるもの以外の特許権譲渡等取引　次に掲げる額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等が当該対象事業年度において行つた他の特許権譲渡等取引（**特定特許権等の譲渡を除く**。）に係るものに該当する場合には、当該他の特許権譲渡等取引に係る部分の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額を除く。）の合計額

イ　当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等の**償却費の額**

ロ　当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等の**出願、審査、登録又は維持に要する費用**（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた前号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の他の者に対する移転の登録に要する費用を除く。）の額

ハ　当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に関して**弁護士その他の専門家に支払う費用**（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた前号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の譲渡に伴い支払う費用を除く。）の額

ニ　当該特許権譲渡等取引に係る特許権に係る特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する**発明が共同でされた場合における当該特許権に係る他の発明者に対して支払う当該発明の使用料の額**

ホ　当該特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第二項第二号ロに掲げるもの（ホにおいて「著作物」という。）が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十二号に規定する**共同著作物である場合における当該著作物の創作をした他の者に対して支払う当該著作物の使用料の額**

ヘ　当該特許権譲渡等取引に係る**対価を回収することができないことにより受ける損失を塡補する保険の保険料の額**

ト　当該特許権譲渡等取引に関する**事務に要する人件費その他の費用の額**

適格ライセンス取引の具体例

適格ライセンス取引	
特許権	
	（１）基本ケース（単一又は複数の特許権（全て対象知的財産権）について、ライセンス契約）
	（２）対象知的財産権のライセンス取引に併せて技術援助を提供する場合
	（３）共同で有する特許権のライセンス契約の場合
	（４）クロスライセンス契約において差額支払いが発生する場合
	（５）特許権の登録が認められる前の契約の場合
	（６）対象知的財産権とそれ以外の知的財産権を同時にライセンスする取引の場合
	（７）パテントプールとのライセンス契約の場合
AI関連プログラム著作権	
	（１）基本ケース（AI関連プログラム著作権について、第三者とライセンス契約）
	（２）対象知的財産権とそれ以外の知的財産権を同時にライセンスする場合
	（３）新たに機能が追加されたAI関連ソフトウェアの場合
	（４）対象知的財産権のアップデートを含むライセンス取引である場合
	（５）対象知的財産権のライセンス取引に併せて技術援助を提供する場合
適格譲渡取引	
特許権	
	（１）基本ケース（自社が有する単一又は複数の特許権を譲渡）
	（２）共同で有する知的財産権の譲渡の場合
	（３）機能を加えたAI関連ソフトウェアの場合
AI関連プログラム著作権	
	（１）基本ケース（自社が有する単一又は複数のAI関連プログラム著作権をB社に譲渡）
	（２）商標権等の対象とならない対象知的財産権と一緒にAI関連プログラム著作権を譲渡する場合
	（３）機能を加えたAI関連ソフトウェアの場合

１．本研究会の背景と位置づけ
２．国際ルール（BEPS　Action5）
３．本WGの検討の方向性
４．対象知財の範囲
５．対象所得の考え方
６．本日ご議論いただきたいこと

本日ご議論いただきたいこと

- 対象となる知的財産権は経産省の省令で規定される予定であるが、AI関連のソフトウェア著作権であることを示すためにはどのようなエビデンスが必要か。また、ガイドラインで示すべきAI関連のソフトウェアの事例はどのようなものが考えられるか。
- ライセンスや譲渡の取引においては、制度対象外の知的財産権が含まれる取引もあると考えられるが、そういった場合の取引の類型として列挙した事例の他に典型例はあるか。
- ライセンスや譲渡の取引の類型を列挙しているが、それぞれの対象所得の考え方について懸念点はあるか。
- 同一の知的財産権から複数のライセンス収益を得ている場合の、収益から減算する費用の按分方法は財務省令で規定される予定であるが、費用の種類に応じて取引の収益額による按分や取引数による按分などが考えられる。こうした費用按分について懸念点はあるか。